

保護者の皆様へ

初秋号

令和8年9月4日（金）

発行:玉城中学校校内支援委員会

TEL:098-948-7105

担当：特別支援コーディネーター

當銘 朋子

特別支援だより

お子様の「困りごと」に寄り添うために 特別支援教育支援員についてのご案内

中学校生活での不安や困りごと、支援員サポートと申請手順について

ステップ1：お子様の「困りごと」に気づき、支える

学校生活でのこんな「困りごと」はありませんか？



指示が通りにくい
整理整頓が苦手など
環境の変化による戸惑い



支援員が「自立」と「安全」を多角的にサポート

丁寧な
声かけ



授業中の個別アシスト



行事での安全行動など、
先生方と連携して支えます

「教員」ではなく「補助」としての役割



直接の教科指導ではなく、
移動介助や指示の
伝達補助など、環境を
整えることが主な役割です



ステップ2：申請の流れと重要なルール

相談から決定までの4ステップ

①担任へ相談

②書類提出

③校内委員会
での検討

④教育委員会
への申請



特定の生徒への専属配置ではありません



1対1の常時付き添いではなく、「学校全体
への配置」として効果的に活用されます。

申請書の提出期限は10月2日（金）



記入事項があるため、
まずは早めに担任または
特別支援コーディネーターへ
ご相談ください



特別支援教育支援員の配置は

- 1 落ち着きがない、言動が荒い、授業中に立ち歩く、1対1の関わりを求めたがる、教室から飛び出す等、特別に支援が必要な生徒。
- 2 健康面、安全面で支援員配置が必要な生徒。
- 3 通常学級に在籍する発達障害のある生徒で支援を要する場合。
- 4 特別支援学級在籍生徒で安全面や生活面で支援を要する場合。
- 5 その他教育長が必要と認める場合。



特別支援教育支援員の役割

教室移動の補助といった日常生活上の介助や、学習支援、安全確保などの「学習上のサポート」です。特別支援教育支援員が行う学習支援については、読み書きが困難等の生徒に対しての補助的な支援とし、直接の学習指導を行うものではありません。

- (1) 教室を飛び出していく生徒に対して、安全確保や居場所の確認を行う。
- (2) 聞くことに困難を示す生徒に対して教員の話を繰り返して聞かせる。
- (3) 学習活動、教室間移動等の介助。車いすの生徒の移動。
- (4) てんかんの発作が頻繁に起こる生徒を把握し、発作時の転倒など危険回避に対応する。
- (5) 他者への攻撃や自傷などの危険な行動の防止等の安全に配慮する。
- (6) 運動会、学習発表会、宿泊学習、校外学習等の学校行事における介助。
- (7) 支援を必要とする生徒の得意なことや苦手なこと、理解しにくい行動を取ってしまう理由などを、周囲の生徒が理解しやすいように伝える。

これらの役割のほか、学校関係者との連携の上、子どもの学校生活の様子を保護者へ情報提供する、保護者から日々の家庭生活についての状況を聞き、子どもへの対応に活かしていくことなどが支援として行われます。

特別支援教育支援員は、「教員」としてではなく、担任等の指導の補助をすることが基本的な役割になります。学校や学級の教育方針を担う一人として、生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援を目指します。

目的は、生徒の成長とあわせて、生きる力を育むための自立に向けた支援です。

※申請書の記入がありますので、お早めにご連絡ください。

※申請する事で必ず支援員配置になるわけではありません。

申請書提出締め切り 10月2日（金）